

地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額について

決算額 233,675 千円 そのうち社会保障財源化分 103,222 千円

平成26年4月1日から消費税（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

令和元年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおり。

(単位：千円)

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害福祉サービス事業費	463,403	340,550			32,739	90,114
	保育所等給付費	563,391	384,982		29,720	39,803	108,886
	小計	1,026,794	725,532		29,720	72,542	199,000
社会保険	国民健康保険事業(特別会計繰出金)	131,579	77,353			9,296	44,930
	後期高齢者医療保険事業(特別会計繰出金)	51,168	31,841			3,615	15,712
	介護保険事業(特別会計繰出金)	193,049	7,070		4,798	13,639	167,542
	小計	375,796	116,264		4,798	26,550	228,184
保健衛生	予防接種事業費	32,976				2,330	30,646
	健康診査費	25,477	515			1,800	23,162
	小計	58,453	515			4,130	53,808
合計		1,461,043	842,311		34,518	103,222	480,992